

Q5 可燃物や不燃物、柱材・角材（木くず）はどうやって処理するの？

A5

- 可燃系混合物（可燃物）は、様々な木片やプラスチック片などが混じり合っているものです。

現地仮置場にある処理プラントにおいて、受入施設が指定する大きさや性状に混合物を選別・破碎処理したうえ、県内に搬入して焼却し、その後、灰を埋め立てます。

【破碎処理後の可燃物の例】→



- 現在、仙北市などが受け入れている不燃系混合物（不燃物）は、混合物をふるいに掛けるなどして分別した後に残る小粒のコンクリート片や木片などを含むものです。

土砂分を非常に多く含むことから、基本的にはそのまま最終処分場に搬入し、埋立処分します。

【ふるいに掛けた後の不燃物の例】→



- 角材・柱材（木くず）は、できる限りリサイクルするという方針により、岩手県ではセメント工場での原料化や製材工場等での木質ボード化などを行っています。

こうしたことから、平成24年8月に国が広域処理量の見直しを行った際、本県への要請量はゼロとなりました。

【破碎処理前の木くずの山】→

